



社援基発 0705 第 2 号
平成 25 年 7 月 5 日

都道府県
各 指定都市 民主主管部 (局) 長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長



第 26 回介護福祉士国家試験の施行について

標記について、本日、別添のとおり官報公告を行いましたので、ご了知の上、関係者に幅広く周知していただくとともに、試験の実施に当たり、ご協力よろしくお願ひ申し上げます。

なお、第 26 回介護福祉士国家試験の概要につきましては、下記のとおりです。

1. 介護福祉士国家試験の概要

(1) 試験期日

- ア 筆記試験 平成 26 年 1 月 26 日 (日曜日)
- イ 実技試験 平成 26 年 3 月 2 日 (日曜日)

(2) 試験地

ア 筆記試験

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

イ 実技試験

北海道、青森県、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県、沖縄県

(3) 試験科目

ア 筆記試験

領域：人間と社会

人間の尊厳と自立、人間関係とコミュニケーション、社会の理解



領域：介護

介護の基本、コミュニケーション技術、生活支援技術、介護過程

領域：こころとからだのしくみ

発達と老化の理解、認知症の理解、障害の理解、こころとからだのしくみ

総合問題（上の3領域の知識・技術について横断的に問う問題を、事例形式で出題）

イ 実技試験 介護等に関する専門的技能

(4) 受験資格

次のいずれかに該当する者

ア 「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社庶第29号）と、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社庶第30号）に該当する者として、介護等の業務に3年以上従事した者（平成26年1月25日までに3年以上従事する見込みの者を含む）

イ ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校または中等教育学校で、文部科学大臣および厚生労働大臣の指定した所で3年以上（専攻科において2年以上必要な知識・技能を修得する場合は、2年以上）介護福祉士として必要な知識・技能を修得した者（平成26年3月31日までに修得する見込みの者を含む）

② 学校教育法による高等学校または中等教育学校において、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省、厚生労働省令第2号）別表第5に定める高等学校等に関する教科目・単位数を修めて、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者

③ 学校教育法による高等学校または中等教育学校（専攻科及び別科を除く）において、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第42号）第1条の規定による改正前の施行規則（以下「旧施行規則」という）別表第1に定める教科目・単位数を修めて卒業した者（平成26年3月31日までに卒業する見込みの者を含む）

④ 学校教育法による高等学校または中等教育学校において旧施行規則別表第1に定める教科目・単位数を修めて、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者

⑤ 学校教育法による高等学校または中等教育学校の専攻科（修業年限

2年以上のものに限る)において、旧施行規則別表第2に定める科目・単位数を修めて卒業した者(平成26年3月31日までに卒業する見込みの者を含む)

- ⑥ 平成26年3月31日までに、学校教育法に基づく高等学校または中等教育学校で、文部科学大臣および厚生労働大臣の指定した所に入学し、当該学校で3年以上(専攻科において2年以上必要な基礎的な知識・技能を修得する場合は、2年以上)介護福祉士として必要な基礎的な知識・技能を修得した者で、介護等の業務に9か月以上従事した者(平成26年1月25日までに9か月以上従事する見込みの者を含む)

(5) 合格者の発表

平成26年3月27日(木)午後、厚生労働省および公益財団法人社会福祉振興・試験センターにその受験番号を掲示して発表するとともに、公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上にも掲載する。

(6) 受験手続

ア 受験書類の受付期間

平成25年8月7日(水)から9月6日(金)

※当日消印のあるものに限り有効

イ 受験書類の提出先

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター

(7) 受験手数料

10,650円

(8) 試験に関する照会先

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター

所在地 150-0002 東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号

電話番号 03(3486)7521

試験案内専用電話番号 03(3486)7559(音声およびファクシミリ)

ホームページ <http://www.sssc.or.jp/>

2. 介護福祉士国家試験委員の公告

試験委員長 根本 嘉昭

副委員長 朝倉 京子 白井 正樹 遠藤 英俊 川井太加子
川手 信行 谷口 敏代 峯尾 武巳 山野 英伯

委員 (筆記)

上之園佳子	天野 由以	飯干紀代子	伊藤 秀一
稲谷ふみ枝	井上 善行	岩井 恵子	梅垣 宏行
大原 昌樹	岡 京子	奥田 都子	小倉 毅
小澤 温	笠原 幸子	金澤 章	叶谷 由佳
岸川 洋治	北村 世都	藏野ともみ	小池 竜司
小林 理	五味 郁子	櫻山 豊夫	澤 宣夫
白石 旬子	鈴木 聖子	竹内 美幸	辻 哲也
津田理恵子	東海林初枝	永井 優子	中村 大介
服部 英幸	鳩間亜紀子	花畑 明美	阪東美智子
平野 方紹	廣瀬 圭子	終崎 京子	本名 靖
山田 幸子	吉浦 輪	吉賀 成子	

委員 (実技)

石井 忍	泉 佳代子	伊藤 優子	井上 理絵
大崎 千秋	岡田 史	織田 知美	加藤美智子
金津 春江	鎌田 恵子	釜土 禮子	河本 由美
木村 晴恵	三瓶 典子	柴田 範子	柴山志穂美
嶋田 直美	高岡 理恵	高橋美岐子	高橋 泰徳
田口 潤	徳重 柳子	中村 幸子	鍋島恵美子
野村 敬子	畠山 仁美	福沢 節子	藤田 秀剛
眞鍋 誠子	三木真生子	壬生 尚美	三宅 道子
山中由美子	山根 淳子	山本かの子	山谷里希子
横井 光治	吉田 清子		

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○河川法施行規則等の一部を改正する
省令(国土交通五九)

〔告 示〕

○種田法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件
(農林水産二二二六)

○出願公表後に名称変更がなされた件
(同二二二七)

○遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定めるGILSP遺伝子組換え微生物の一部を改正する件
(経済産業一六八)

○平成二十五年中小企業者に関する国等の契約の方針の要旨(同一六九)

〔官庁報告〕

国家試験

介護福祉士国家試験の施行
(厚生労働省)

介護福祉士試験委員の公告(同)
平成二十五年不動産鑑定士試験短答式試験合格者
(国土交通省土地鑑定委員会)

〔公 告〕

諸事項

官庁

独立行政法人平和祈念事業特別基金
平成二十四事業年度財務諸表関係

裁判所

破産、免責関係

特殊法人等

独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、企業年金基金合併関係

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人、漁船およびその所有者の所在を尋ねる公告関係
会社その他
会社決算公告

省 令

○国土交通省令第五十九号
水防法及び河川法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第三十五号)及び河川法施行令及び河川管理施設等構造令の一部を改正する省令(平成二十五年政令第二百四十四号)の施行に伴い、水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十五条第一項第三号、第十五条の二第一項、第七項及び第八項、第十五条の三、第十五条の四並びに第三十六条第一項並びに河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第三十七条の二、第五十八条の八第一項、第五十八条の十二及び第九十九条並びに河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第十六条の十二及び河川管理施設等構造令(昭和五十一年政令第九十九号)第七十五条の規定に基づき、並びに河川法を実施するため、河川法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十五年七月五日
国土交通大臣 太田 昭宏

河川法施行規則等の一部を改正する省令

(河川法施行規則の一部改正)

第一条 河川法施行規則(昭和四十年建設省令第七号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第二号中「洪水」の下に「津波」を加える。

第十八条の九の見出し中「(例項)」を「(出項)」に改める。

第二十二條の次に次の一条を加える。
(水防に必要な器具等を保管するための倉庫に類する施設)

第二十二條の二 法第三十七條の二の国土交通省令で定める施設は、水防に必要な器具、資材又は設備の置場とする。

第三十三條の十を第三十三條の十三とし、第三十三條の九を第三十三條の十二とし、第三十三條の八を第三十三條の十一とし、第三十三條の七の次に次の三条を加える。

(河川協力団体として指定することができる法人に準ずる団体)

第三十三條の八 法第五十八條の八第一項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

(河川協力団体の指定)

第三十三條の九 法第五十八條の八第一項の規定による指定は、法第五十八條の九各号に掲げる業務を行う河川の区間を明らかにしてするものとする。

(河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例の対象となる行為)

第三十三條の十 法第五十八條の十二の国土交通省令で定める行為は、次の各号に掲げる許可又は承認の区分に応じ、当該各号に定める行為(当該河川協力団体がその業務を行う河川の区間において行うものに限る。)とする。

- 一 法第二十条の規定による承認 河川環境の整備と保全を目的として行う高水敷若しくは低水路の整備、流水の浄化施設の設置その他の河川工事又は竹木の伐採、障害物の処分その他の河川の維持
- 二 法第二十四条の規定による許可 河川環境の整備と保全に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究又は知識の普及及び啓発のために必要な土地の占用
- 三 法第二十五条後段の規定による許可 令第十五条第一項に規定する河川の産出物の採取
- 四 法第二十六条第一項の規定による許可 河川環境の整備と保全に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究又は知識の普及及び啓発のために必要な工作物の新築若しくは改築
- 五 法第二十七条第一項の規定による許可 河川環境の整備と保全に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究若しくは知識の普及及び啓発のために必要な土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為又は樹木の栽植

平成25年度中小企業・小規模事業者向け契約目標 (公庫等内訳)

(単位:百万円)

公 庫 名	〇 中小企業・小規模事業者向け契約目標				B/A (%)							
	特 許	工 業	社 会	計	特 許	工 業	社 会	計				
独立行政法人空港周辺整備機構	2	73	22	96	1	71	16	89	75.7	98.0	75.0	92.6
独立行政法人住宅金融支援機構	444	142	11,172	11,758	233	71	7,832	8,136	52.4	50.1	70.1	69.2
環境省所管計	2,911	1,410	11,013	15,334	2,287	1,124	4,289	7,699	78.6	79.7	38.9	50.2
独立行政法人国立環境研究所	2,679	1,397	7,611	11,688	2,143	1,118	2,664	5,925	80.0	80.0	35.0	50.7
独立行政法人環境再生保全機構	83	—	445	529	71	—	176	246	84.8	—	39.5	46.6
独立行政法人原子力安全基盤機構	149	12	2,957	3,117	73	6	1,449	1,528	49.0	49.0	49.0	49.0
防衛省所管												
独立行政法人生涯学習等労働者労働管理機構	417	—	142	559	403	—	87	490	96.6	—	61.2	87.6
公 庫 等 計	1,291,385	835,377	951,190	3,077,952	842,447	383,730	560,912	1,787,088	65.2	45.9	59.0	58.1

告示第10号

関係 附 録

介護福祉士国家試験の施行

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号。以下「法」という。)第40条第3項において準用する第6条の規定により、第26回介護福祉士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第41条第1項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人社会福祉振興・試験センターが行う。

平成25年7月5日

厚生労働大臣 田村 憲久

1 試験期日

- (1) 筆記試験 平成26年1月26日(日曜日)
- (2) 実技試験 平成26年3月2日(日曜日)

2 試験地

- (1) 筆記試験 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県
- (2) 実技試験 北海道、青森県、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県及び沖縄県

3 試験科目

- (1) 筆記試験

領域：人間と社会

人間の尊厳と自立 人間関係とコミュニケーション

領域：介護

介護の基本 コミュニケーション技術

生活支援技術

領域：こころとからだのしくみ

発達と老化の理解 認知症の理解

障害の理解 こころとからだのしくみ

総合問題(3領域(人間と社会、介護、こころとからだのしくみ)の知識及び技術を横断的に問う問題を、事例形式で出題)

- (2) 実技試験 介護等に関する専門的技能試験の方法

4 試験の方法

- (1) 試験は、筆記及び実技の方法により行う。

なお、次に該当する者について、必要な配慮を行う。

ア 身体に障害のある者については、その申請により点字、拡大文字、チェッカー解答题等による試験を行うほか、試験時間の延長等必要な配慮を行う。

イ 経済連携協定(EPA)に基づき外国人介護福祉士候補者については、通常の問題用紙に加え、全ての漢字にふりがなが付記された問題用紙を配布するほか、試験時間の延長等必要な配慮を行う。

(2) 筆記試験の出題形式は五肢択一を基本とする多肢選択形式とし、出題数は120問、総試験時間は210分間とする。

(3) 実技試験は、筆記試験に合格した者に限り、受けることができる。

なお、一人の受験者の試験時間は「5分間以内」とする。

(4) 次に該当する者は、実技試験を免除する。

ア 平成23年4月1日から平成25年12月31日までの間に、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。)第22条第4項に規定する介護技術講習(以下「講習」という。)を修了した者

イ 学校教育法に基づき高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものである3年以上(専攻科において2年以上)必要な知識及び技能を修得する者であつて、2年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者(平成21年度以降入学者に限る。)

ウ 平成25年12月31日までに法に基づき実務者研修(以下「実務者研修」という。)を修了した者

(5) 出題基準を別添定め、公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページに掲載する。

5 受給資格

(1) 次に該当する者として、介護等の業務に3年以上従事した者(平成26年1月25日までに3年以上従事する見込みの者を含む。)

ア 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する障害児通所支援事業を行う施設、児童発達支援センター及び障害児入所施設(整備法第5条による改正前の児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通所施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設を含む。)の入所者の保護に直接従事する職員(児童指導員、職業指導員、心理指導担当職員、作業療法士、理学療法士、職能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員並びに医師、看護師その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。)

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)の附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同法附則第41条第1項に規定する身体障害者更生支援施設(同法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和22年法律第283号)第29条に規定する身体障害者更生施設、同法第30条に規定する身体障害者療養施設及び同法第31条に規定する地域活動支援センター)を行う事業所又は障害者支援施設の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者

ウ 生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する救護施設及び更生施設の介護職員

エ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームの介護職員

オ 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(重度障害者等包括支援において提供される場合を含む。)若しくは共同生活援助又は療養介護を行う事業所の従業者のうち、その主たる業務が介護等

カ 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害者保健福祉政策を見直すための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)第3条による改正前の障害者自立支援法に規定する原簿サービスを行ってゐる事業所の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者

キ 指定訪問介護(介護保険法(平成9年法律第123号)第1条第1項に規定する指定居宅サービス(以下「指定居宅サービス」という。))に該当する同法第8条第2項に規定する訪問介護(介護保険法第3条第1項に規定する指定介護予防サービス(以下「指定介護予防サービス」という。))に該当する同法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護(介護保険法第3条第1項に規定する介護予防訪問介護(指定居宅サービス)に該当する通所介護をいう。))若しくは指定介護予防通所介護(指定介護予防サービス)に該当する同法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護(指定居宅サービス)に該当する同法第8条第9項に規定する短期入所生活介護をいう。若しくは指定介護予防短期入所生活介護(老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く。)の介護職員

ク 指定訪問入浴介護(指定居宅サービス)に該当する介護保険法第8条第3項に規定する訪問入浴介護をいう。又は指定介護予防訪問入浴介護(指定介護予防サービス)に該当する同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問入浴介護(指定居宅サービス)に該当する同法第8条第9項に規定する短期入所生活介護をいう。若しくは指定介護予防短期入所生活介護(老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く。)の介護職員

ク 指定訪問入浴介護(指定居宅サービス)に該当する介護保険法第8条第3項に規定する訪問入浴介護をいう。又は指定介護予防訪問入浴介護(指定介護予防サービス)に該当する同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問入浴介護(指定居宅サービス)に該当する同法第8条第9項に規定する短期入所生活介護をいう。若しくは指定介護予防短期入所生活介護(老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く。)の介護職員

ク 指定訪問入浴介護(指定居宅サービス)に該当する介護保険法第8条第3項に規定する訪問入浴介護をいう。又は指定介護予防訪問入浴介護(指定介護予防サービス)に該当する同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問入浴介護(指定居宅サービス)に該当する同法第8条第9項に規定する短期入所生活介護をいう。若しくは指定介護予防短期入所生活介護(老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く。)の介護職員

サ 指定夜間対応型訪問介護(指定地域密着型サービス)に該当する介護保険法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護をいう。の訪問介護員

シ 指定認知症対応型通所介護(指定地域密着型サービス)に該当する介護保険法第8条第17項に規定する認知症対応型通所介護をいう。又は指定介護予防認知症対応型通所介護(同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス)をいう。以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。に該当する同法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。を行う施設(老人デイサービスセンターを除く。)の介護職員

ス 指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス)に該当する介護保険法第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス)に該当する同法第8条の2第16項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。の介護従業者

セ 指定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サービス)に該当する介護保険法第8条第19項に規定する認知症対応型共同生活介護をいう。又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型介護予防サービス)に該当する同法第8条の2第17項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。の介護従業者

ソ 指定複合型サービス(指定地域密着型サービス)に該当する介護保険法第8条第22項に規定する複合型サービスをいう。の介護従業者

タ 指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス)に該当する介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションをいう。若しくは指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第8項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。又は指定短期入所療養介護(指定居宅サービス)に該当する同法第8条第10項に規定する短

チ 指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービス)に該当する介護保険法第8条第11項に規定する介護施設型特定施設入居者生活介護(指定地域密着型サービス)に該当する同法第8条第20項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。)

ツ 老人福祉法に規定する養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム並びに介護保険法に規定する介護老人保健施設その他の施設であつて、入所者のうち日常生活を営むのに支障があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むものの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者、障害者総合支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設(同条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉法(昭和25年法律第123号)第50条の2第1項第1号に規定する精神障害者生活訓練施設、同項第2号に規定する精神障害者授産施設及び同項第4号に規定する精神障害者福祉工場)、同法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同法附則第58条第1項に規定する知的障害者授産施設(同法附則第55条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第21条の6に規定する知的障害者更生施設、同法第21条の7に規定する知的障害者授産施設及び同法第21条の8に規定する知的障害者福祉工場、身体障害者福祉工場、知的障害者福祉工場、福祉ホーム及び独立

行政法人国立重度知的障害者総合施設のそのみの園法(平成14年法律第167号)の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設(障害者の施設及び運営について)(平成14年8月29日付け厚生労働省発社第0829002号)別紙1(障害者施設サービス事業実施要領)に基づく障害者施設サービス事業を行っているものに限る。)の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者を含む。

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」(平成13年法律第26号)第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

ト 健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条第1項の規定による改正前の介護保険法第48条第1項に規定する指定介護型医療施設であつて、同法第8条第26項に規定する療養病床等により構成される病院又は診療所(以下「病院等」という。)における介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者

チ 老人保健法による医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成6年3月厚生省告示第72号)別表第1(老人医科診療報酬点数表)において定められた診療等のうち、介護力を強化したものの(同告示に基づき、都道府県知事に対し、「老人精神老人入院基本料(1から4)」、「老人認知症疾患療養病棟入院料」又は「診療所老人医療管理料」の届出を行った診療等(以下「療養管理料」の届出を行った診療等という)において看護の補助の業務に従事する者であつて、その主たる業務が介護等の業務である者

ニ 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に規定する病院又は診療所において看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

ヌ ハンセン病療養所における介護員等その主たる業務が介護等の業務である者

ネ 個人の家において就業する職業安定法施行規則(昭和22年労働省令第12号)附則第4項に規定する家政婦のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

ノ 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第29条第1項第2号に基づき設置された炭坑特別介護施設(介護職員

ハ 「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成15年11月10日付け発第1110001号)別紙(重症心身障害児(者)通園事業実施要領)に基づく「重症心身障害児(者)通園事業」を行っている施設長、入所者の保護に直接従事する職員(施設長、医師、看護師、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。)

ヒ 「在宅重度障害者通所援護事業について」(昭和62年8月6日付け社更第185号)別添(在宅重度障害者通所援護事業実施要領)に基づく「在宅重度障害者通所援護事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

フ 「知的障害者通所援護事業助成費の国庫補助について」(昭和54年4月11日付け発第67号)別添(知的障害者通所援護事業実施要領)に基づく「知的障害者通所援護事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

ヘ 「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け発第0801002号)別紙1(地域生活支援事業実施要領)別記9に基づく「移動支援事業」別記11(3)に基づく「身体障害者自立支援」別記11(6)に基づく「日中一時支援」又は別記11(7)に基づく「生活サポート」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者及び別記11(2)に基づく「訪問入浴サービス」の介護職員、「地域生活支援事業実施要領の一部改正について」(平成19年6月18日付け発第0618001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)による改正前の「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別紙1(地域生活支援事業実施要領)別記6(2)に基づく「経路的サービス事業」を行っている施設長の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者を含む。

ホ 「地域福祉センターの設置運営について」(平成6年6月23日付け社発第74号)別紙(地域福祉センター設置運営要領)に基づく地域福祉センターの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

ヘ 「原子爆弾被害者養護ホーム入所委託要綱及び原子爆弾被害者養護ホームの運営に関する基準について」(昭和63年12月13日付け発第1414号)に基づく原子爆弾被害者養護ホームの介護職員

ヘ 「原子爆弾被害者養護ホームにおける原子爆弾被害者サービス事業の実施について」(平成5年7月15日付け発第765号)に基づく「原子爆弾被害者サービス事業」又は「原子爆弾被害者サービス事業」における原子爆弾被害者サービス事業の実施について(平成5年7月15日付け発第766号)に基づく「原子爆弾被害者サービス事業」を行っている施設の介護職員

ト 「原爆被害者家庭奉仕員派遣事業について」(昭和50年9月19日付け発第547号)別添(原爆被害者家庭奉仕員派遣事業運営要領)に基づく「原爆被害者家庭奉仕員派遣事業」の原爆被害者家庭奉仕員

チ 介護等の便宜を供与する事業を行う者に使用される者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

ニ なお、「介護等の便宜を供与する事業」は、局長通知に掲げるものを除き、次のような事業であること。

ク 地方公共団体が定める条例、実施要綱等に基づいて行われる事業であつて、介護等の業務を行っているもの

ケ (1) 介護保険法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービス(以下「基準該当居宅サービス」という。)又は同法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービス(以下「基準該当介護予防サービス」という。)を行う事業

コ 障害者総合支援法第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービスを行う事業

(四) 社会福祉協議会、福祉公社、消費生活協同組合、農業協同組合、特定非営利活動法人等非営利法人が実施する事業(これらの法人から当該事業の実施について委託を受けた者による実施される場合を含む。)であつて、介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス若しくは基準該当居宅サービス、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス、同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス若しくは基準該当介護予防サービス又は同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに準ずるもの。

(イ) 社会福祉協議会、福祉公社、消費生活協同組合、農業協同組合、特定非営利活動法人等非営利法人が実施する事業(これらの法人から当該事業の実施について委託を受けた者によって実施される場合を含む。)であつて、障害福祉サービス事業に準ずるもの

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものである者(3年以上(専攻科において2年以上)必要な知識及び技能を修得する場合にあっては、2年以上)介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者(平成26年3月31日までに修得する見込みの者を含む。)

イ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成20年文部科学省、厚生労働省令第2号)別表第5に定める高等学校等に係る教科目及び単位数を修めて、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者

ウ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校(専攻科及び別科を除く。)において社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第42号)第1条の規定による改正前の施行規則(以下「旧施行規則」という。)別表第1に定める教科目及び単位数を修めて卒業した者(平成26年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。)

エ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において旧旅行規則別表第1に定める教科目及び単位数を修めて、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者

オ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校の専攻科(修業年限2年以上のものに限る。)において旧旅行規則別表第2に定める科目及び単位数を修めて卒業した者(平成26年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。)

カ 平成26年3月31日までに学校教育法に基づき高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校において3年以上(専攻科において2年以上)必要な基礎的な知識及び技能を修得する場合であつて、2年以上)介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者であつて、5の(1)のアからメの業務に9月以上従事した者(平成26年1月25日までに9月以上従事する見込みの者を含む。)

6 受験手続

(1) 試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア すべての受験者が提出する書類等

イ 受験申込書 旅行規則様式第5により作成するとともに、これに記載する氏名は、戸籍(日本国籍を有しない者については、住民票)に記載されている文字を使用すること。

ロ 写真 受験申込前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのものとし、その裏面には氏名を記載すること。

リ 5の(1)又は(2)のイに該当する者が提出する書類

レ 勤務先等の長(所属長等)の発行に係る実務経験証明書又は実務経験見込証明書

ル なお、実務経験見込証明書を提出した者にあつては、平成26年1月31日(金曜日)までに実務経験証明書を提出すること。

ロ 5の(2)に該当する者が提出する書類

リ 学校長の発行に係る卒業証明書(学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者にあつてはこれを証する

書面)又は卒業見込証明書(平成20年度以前に入学した者については、卒業見込証明書及び履修見込証明書)

なお、卒業見込証明書を提出した者にあつては、卒業後、直ちに卒業証明書も提出すること(平成20年度以前に入学した者であつて、卒業見込証明書及び履修見込証明書を提出した者にあつては、卒業後、直ちに卒業証明書及び履修証明書を提出すること)。

おつて、試験に合格した場合であつても、当該証明書を提出されるまでは、介護福祉士国家試験合格証書は、交付しない。

エ 第10回以降の介護福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者(実務経験見込証明書又は卒業見込証明書及び履修見込証明書を提出により受験票の交付を受けた者であつて、実務経験証明書、卒業証明書及び履修証明書を提出していないものを除く。)にあつては、当該受験票の提出をもつて、実務経験証明書、卒業証明書(学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者にあつては、これを証する書面)及び履修証明書の提出に代えることができる。

オ 4の(4)のア又はロにより実技試験の免除を申請する者が提出する書類

イ 受験申込書提出の際にすでに講習を修了している者にあつては講習の実施者が交付する介護技術講習修了証明書、受験申込書提出後に講習を修了予定の者にあつては講習の実施者が交付する介護技術講習受講決定通知書

ロ なお、介護技術講習受講決定通知書を提出した者にあつては、平成26年1月31日(金曜日)までに、介護技術講習修了証明書を提出すること。

リ 受験申込書提出の際にすでに実務者研修を修了している者にあつては実務者研修の実施者が交付する実務者研修修了証明書、受験申込書提出後に実務者研修を修了予定の者にあつては実務者研修の実施者が交付する実務者研修修了見込証明書

なお、実務者研修修了見込証明書を提出した者にあつては、平成26年1月31日(金曜日)までに、実務者研修修了証明書を提出すること。

カ 前回又は前々回の介護福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者であつて、介護技術講習修了証明書を提出したものについては、当該受験票の提出をもつて介護技術講習修了証明書の提出に代えることができる。

キ 前回の介護福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者であつて、実務者研修修了証明書を提出したものであるについては、当該受験票の提出をもつて実務者研修修了証明書の提出に代えることができる。

ク 実技試験の免除を申請した者で、講習又は実務者研修を修了しなかつた者にあつては、実技試験免除申請取次書を平成26年1月10日(金曜日)までに提出すること。提出は、原則として簡易書留郵便によることとし、同日までの消印があるものに限り受け付けは、やむを得ず直接持参する場合の受け付けは、平成26年1月10日(金曜日)午後5時とする。(ただし、土曜日、日曜日、祝日及び平成25年12月29日から平成26年1月3日までの間は除く。)

(2) 受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア 受験に関する書類は、6の(1)において別に定めるものを除き、平成25年8月7日(水曜日)から平成25年9月6日(金曜日)までの間に、公益財団法人社会福祉振興・試験センターに提出すること。

イ 受験に関する書類の提出は、原則として簡易書留郵便によるものとし、平成25年9月6日(金曜日)までの消印のあるものに限り受け付け。

ロ 受験に関する書類をやむを得ず直接持参する場合の受付時間は、上記期間中毎日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)午前9時30分から午後5時までとする。

リ 受験に関する書類を受理した後は、当該書類の返還及び試験地の変更は認めない。

なお、当該書類に記載されている氏名、現住所又は連絡先に変更を生じたときは、その新度氏名及び受験番号を明らかにして、その旨を公益財団法人社会福祉振興・試験センターへ届け出ること。

ただし、試験地は、事情により希望試験地とならない場合がある。

(3) 受験手数料

ア 受験手数料は、10,650円とし、受験手数料の額を公益財団法人社会福祉振興・試験センター所定の5連式払込用紙を用い、ゆうちょ銀行の振替又はその他の金融機関からの振込により納付すること。この場合において、ゆうちょ銀行の振替等に要する費用は受験者の負担とする。

イ 受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

(4) 受験票の交付

ア 筆記試験受験票は、平成25年12月6日(金曜日)に投函し郵送により交付する。

イ 実技試験受験票は、筆記試験の合格者(4の(4)により実技試験が免除される者を除く。)に対して、平成26年2月14日(金曜日)に投函し郵送により交付する。

また、実技試験受験票に当該試験に合格した旨を併せて記載する。

7 携帯電話等の通信機器の持込みについて

不正行為等の防止の観点から、試験会場には携帯電話等の通信機器の持込みを一切禁止する。この受験条件に違反して携帯電話等の通信機器の持込みが確認されたときは、当該受験を無効とする場合がある。なお、実技試験においては、受験前の場合には受験を認めず、受験後の場合は当該受験を無効とする。

8 合格基準の考え方

(1) 筆記試験

次の2つの条件を満たした者を筆記試験の合格者とする。

ア 問題の総得点の60%程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上の得点の者であること。

アを満した者のうち、以下の試験科目10科目群すべてにおいて得点があった者であること。

①人間の尊厳と自立、介護の基本 ②人間関係とコミュニケーション、コミュニケーション技術 ③介護過程 ④発達と老化の理解 ⑤認知症の理解 ⑥障害の理解 ⑦ことごとからたのしくみ ⑧総合問題

2) 実技試験
課題の総得点の60%程度を基準として、課題の難易度で補正した点数以上の得点の者を実技試験の合格者とする。

9 合格者の発表

(1) 試験の合格者は、平成26年3月27日(木曜日)午後、厚生労働省及び公益財団法人社会福祉振興・試験センターにその受験番号を提示して発表するとともに、公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上に合格者の受験番号を掲載する。

(2) 合格者には、介護福祉士国家試験合格証書を平成26年3月27日(木曜日)に投函し郵送により交付する。

(3) 5の(1)又は(2)のみに該当する者で、実務経験見込証明書が提出されたものについては、6の(1)のイに示した期日までに実務経験証明書の提出がないときは、当該受験を無効とする。

(4) 5の(2)に該当する合格者で、卒業見込証明書が提出したもので(平成20年度以前に入学した者)にあっては、卒業見込証明書及び履修見込み証明書(月曜日)までに卒業することを条件として合格させることとし、卒業証明書(平成20年度以前に入学した者)にあっては、卒業証明書及び履修証明書が提出された日以降に合格証書を投函し郵送により交付する。当該証明書の提出がないときは、当該受験を無効とする。

(5) 4の(4)のア又はイによる実技試験の免除を申請した者のうち、介護技術講習受講決定通知書を提出した者又は実務者研修修了見込証明書を提出した者(6の(1)のイに示した期日までに、実技試験免除申請取下書を提出した者を除く。)にあっては、6の(1)のオに示した期日までに介護技術講習修了証明書又は実務者研修修了証明書の提出がないときは、当該受験を無効とする。

10 受験の申込みに必要な書類の請求
受験の手引、受験申込書、私込用紙等受験の申込みに必要な書類の請求は、原則として公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上の請求窓口又は郵便はがきによることとし、郵便はがきの場合は、はがきの裏面に請求者の郵便番号、住所、氏名及び電話番号並びに受験の手引等の必要数(介護福祉士受験の手引等)を「本人分請求」と記載すること。)を明記して公益財団法人社会福祉振興・試験センターに申し込むこと。

11 その他
(1) 試験の詳細については、公益財団法人社会福祉振興・試験センターが発行する「受験の手引」を参照すること。
(2) 受験に際し、身体に障害があるなどのため別室の設定、手話通訳者の付与等何らかの配慮を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

12 試験に関する照会先 公益財団法人社会福祉振興・試験センター 東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号 郵便番号150-0002 電話番号03(3486)7521 試験案内専用電話番号03(3486)7559 (音声及びフランクシミリ) ホームページ <http://www.sssc.or.jp/>

介護福祉士試験委員の公告
第26回介護福祉士国家試験の試験委員を次のとおり公告する。
平成25年7月5日

試験委員長	根本 嘉昭	厚生労働大臣	田村 憲久
副委員長	朝倉 京子	白井 正樹	遠藤 英俊
委員	川井太加子	川手 信行	谷口 敏代
	柴尾 武日	山野 英伯	
(筆記)	上之園佳子	天野 由以	坂千紀代子
	伊藤 秀一	穂谷ふみ枝	井上 善行
	岩井 恵子	梅垣 宏行	大原 昌樹
	岡 京子	奥原 幸子	小倉 章
	小澤 温	笠田 洋治	金澤 世都
	叶谷 由佳	岸川 小池	北村 小林
	藤野ともみ	蔵野ともみ	五味 郁子
	白石 旬子	鈴木 聖子	竹内 宣夫
			美幸

仕 哲也	津田理恵子	東海林初枝	1275
永井 優子	中村 大介	服部 英幸	1284
庵間亜紀子	花畑 明美	阪真美智子	1294
平野 方昭	廣瀬 圭子	京子 輪	1310
吉賀 成子	山田 幸子	終崎 吉浦	1321
石井 忍	泉 佳代子	伊藤 優子	1368
井上 理絵	大崎 千秋	岡田 史	1393
織田 知美	加藤美智子	岡田 春江	1372
鎌田 恵子	釜土 禮子	金津 由美	1394
木村 晴恵	三瓶 典子	河本 由美	1401
柴山志穂美	嶋田 直美	柴田 理恵	1437
高橋美枝子	高橋 幸子	高岡 高	1453
柳 敦子	中村 貴山	仁美 寛子	1465
野村 秀剛	眞鍋 三宅	道子 山中由美子	1475
藤田 山根	淳子 山本かの子	山谷里希子	1492
横井 光治	吉田 清子		1519
平成25年不動産鑑定士試験短答式試験合格者			1519
不動産の鑑定評価に関する法律施行規則(昭和39年建設省令第9号)第5条第2項の規定により平成25年不動産鑑定士試験の短答式による試験に合格した者の受験番号を次のとおり公告する。			1544
平成25年7月5日			1554
国土交通省土地鑑定委員会委員長 兼 試験委員長			1559
			1575
			1587
			1596
			1604
			1617
			1628
			1633
			1641
			1648
			1659
			1671
			1679
			1686
			1693
			1703
			1713
			1721
			1722
			1734
			1735
			1740
			1755
			1756
			1767
			1772
			1791
			1802
			1807
			1810
			1827
			1831
			1836
			1857
			1885
			1885
			1891
			1905
			1914
			1918
			1929
			1949
			1955
			1277
			1285
			1295
			1315
			1323
			1331
			1331
			1353
			1372
			1373
			1393
			1394
			1414
			1414
			1444
			1459
			1471
			1484
			1484
			1504
			1515
			1520
			1528
			1530
			1550
			1552
			1555
			1556
			1571
			1579
			1581
			1587
			1591
			1596
			1601
			1612
			1628
			1629
			1640
			1643
			1645
			1651
			1654
			1665
			1677
			1678
			1684
			1685
			1691
			1692
			1709
			1711
			1718
			1720
			1729
			1731
			1743
			1750
			1756
			1764
			1776
			1788
			1802
			1805
			1826
			1827
			1851
			1851
			1878
			1885
			1889
			1906
			1908
			1924
			1925
			1944
			1949
			1950
			1954
			1970
			1988

第26回介護福祉士国家試験の概要

1 試験の日時及び試験科目

(1) 筆記試験

※ () 内の時間は、「身体に障害のある方等の受験上の配慮」の場合の時間です。

試験日	試験時間	試験科目
平成26年1月26日 (日曜日)	10時00分～11時50分 弱視等受験者(1.3倍) (10時00分～12時25分) 点字等受験者(1.5倍) (10時00分～12時45分)	[領域:人間と社会] 人間の尊厳と自立 人間関係とコミュニケーション 社会の理解 [領域:介護] 介護の基本 コミュニケーション技術 生活支援技術 介護過程
	13時45分～15時25分 弱視等受験者(1.3倍) (13時45分～15時55分) 点字等受験者(1.5倍) (13時45分～16時15分)	[領域:こころとからだのしくみ] 発達と老化の理解 認知症の理解 障害の理解 こころとからだのしくみ [総合問題] 総合問題

(2) 実技試験

試験日	試験時間	試験科目
平成26年3月2日 (日曜日)	筆記試験合格者に別途通知する。	介護等に関する専門的技能

2 試験地

筆記試験(32か所)

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

実技試験(12か所)

北海道、青森県、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県、沖縄県

3 受験資格

- (1) 特別養護老人ホームや介護老人保健施設の介護職員など、主たる業務が介護等の業務である方、訪問介護事業所の訪問介護員(ホームヘルパー)などで、介護等の業務に従事(在職期間が3年以上、実働日数が540日以上)した方(平成26年1月25日までに3年以上等の受験資格を満たす方を含みます)
- (2) 高等学校又は中等教育学校(専攻科を含む)において、福祉に関する所定の教科目及び単位を修めて卒業した方(平成26年3月31日までに卒業見込みの方を含みます)
- (3) 特例高等学校(専攻科を含む)において、福祉に関する所定の教科目及び単位を修めて卒業した後、介護等の業務に従事(在職期間:9ヶ月以上、実働日数135日以上)した方(平成26年1月25日までに9ヶ月以上等の受験資格を満たす方を含みます)

4 受験手数料 10,650円

5 受験申込書の受付(提出)期間

平成25年8月7日(水曜日)から9月6日(金曜日)(消印有効)まで

※ 受験を希望される方は、あらかじめ受験の申込みに必要な書類『受験の手引』を取り寄せる必要があります。

6 出題基準等

介護福祉士国家試験の「出題基準」等については、当センターのホームページに掲載するとともに、冊子として刊行しています。

7 合格者の発表

平成26年3月27日(木曜日)

合格者の受験番号、合格基準点及び筆記試験正答をホームページに掲載・合格証書投函

第26回介護福祉士国家試験『受験の手引』の請求方法等について

1. 試験日
筆記試験 平成26年1月26日(日) 実技試験 平成26年3月2日(日)
2. 受験申込書の受付期間
平成25年8月7日(水)～9月6日(金)まで(消印有効)
3. 申し込みの手続き方法
受験の申し込みに必要な書類(第26回介護福祉士国家試験『受験の手引』)を次の【『受験の手引』の請求方法】により請求し、受験申込書及び必要な書類を完備して、受付期間内に郵送により提出してください。 なお、受験の申し込みにあたっては、受験資格があることを、よく確認してください。
4. 『受験の手引』の請求方法
次の①②のいずれかの方法により請求してください。 なお、次の点に留意してください。 ・ 『受験の手引』は、請求してからお手許に届くまでには数日間かかりますので、7月上旬から遅くとも8月30日(金)までに請求してください。 ・ 『受験の手引』は、ヤマト運輸のメール便または宅急便で7月5日以降に発送します。 ・ 発送は日本国内に限ります。
① ホームページで請求する場合(スマートフォンからも請求できます)
当センターHP(http://www.sssc.or.jp/)から請求できます。 インターネットに接続できる携帯電話を使って、『受験の手引』の請求ができます。 携帯電話のアドレスは、 http://www.sssc.or.jp/mobile/ です。 携帯電話からの請求は、『NTTドコモ(iモード)』『SoftBank(Yahoo!ケータイ)』『au(EZweb)』から可能です。
② 郵便はがきで請求する場合
「はがき」の裏面に、あなたの「郵便番号」・「住所」・「氏名」・「電話番号」・「介護福祉士受験の手引()人分」と、必要数等を大きな文字ではっきりと記入して、当センターに郵送してください。 この「はがき」の裏面は、あなたに『受験の手引』を送付する際の「あて名ラベル」として使用しますので、正確に記入してください。 ・ 個人情報の保護 『受験の手引』の請求の際に取得した個人情報は、『受験の手引』の発送業務のみに利用し、第三者へは提供しません。
5. 受験手数料
お送りする『受験の手引』の中には、受験手数料(10,650円)の払込用紙が同封されておりますので、ゆうちょ銀行(郵便局)、またはその他の金融機関の窓口で払い込んでください(ATM・ネットバンク不可)。
6. 受験における注意事項
・ 携帯電話等の通信機器の持ち込み禁止について 不正行為等の防止の観点から、試験会場への携帯電話等の通信機器の持ち込みを一切禁止します。 この受験条件に違反して携帯電話等の通信機器の持ち込みが確認されたときは、当該受験を無効とする場合があります。 特に、実技試験においては、受験前の場合は受験を認めず、受験後の場合は当該受験を無効とします。 これまでの実技試験において、この受験条件に違反したため、受験できなかった方、試験無効となった方がおります。 ・ 試験会場には、必ず公共交通機関を利用して来場してください。
7. お問い合わせ先
公益財団法人社会福祉振興・試験センター 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-5-6 (試験情報案内専用電話) 03-3486-7559 ※ 電話番号をよくお確かめのうえ、おかけ間違いのないようお願いいたします。 (ホームページ) http://www.sssc.or.jp/ (携帯電話専用QRコード)

